

2007.6.6

医療事故に関連して行政処分を受けた看護職の職場復帰状況調査結果

(社) 日本看護協会

現行制度では、業務停止処分を受けた看護師等は停止期間を終えると無条件に看護業務に復帰することができるが、平成20年4月から、行政処分を受けた看護師等の職場復帰には倫理、知識および技能等の研修が義務づけられる。行政処分後に円滑に職場復帰できない看護師等の中には、医療事故に対する恐怖感や患者・遺族への罪悪感などが理由となっている事例もある。このため都道府県看護協会に協力を得て、医療過誤により行政処分を受けた看護師等の職場復帰の状況について情報収集を行った。

1. 目的

行政処分を受けた看護師等の再教育を検討するにあたり、業務上過失致死傷(医療過誤)により行政処分を受けた後の看護師等の就業状況の実態を把握する。

2. 対象

21都道府県看護協会

(2001年から2005年の間に、業務上過失致死傷(医療過誤)により行政処分を受けた看護師等が所属する施設がある都道府県)

3. 方法

2001～2005年に行政処分が下された看護師等42名の所属施設(事故当時)がある都道府県の看護協会に個人票を郵送し、情報提供を依頼した。

4. 期間

2006年9月15日(金)～10月31日(火)

5. 情報収集の内容

業務上過失致死傷(医療過誤)により行政処分を受けた看護師等の職場復帰の状況

6. 回収率

100%(21都道府県)

7. 結果

1) 行政処分後の職場復帰について

医療事故に関連して行政処分を受けた看護職42名のうち、「行政処分後に看護職として職場復帰している」は31名(73.8%)であった。「職場復帰していない」は6名(14.3%)で、不明が5名(11.9%)であった。

職場復帰していない理由として、「家庭の事情(結婚、育児など)」のほか、「病気による死亡」などがあった。また、不明の中には、恐怖感から看護師として継続できず退職したという看護師もいた。

2) 行政処分後に職場復帰した施設

行政処分後に職場復帰した施設については、「病院」が19名(61.3%)で、そのうち「事故発生時の所属施設」に復帰しているのは15名(48.4%)、「事故発生時とは違う施設」に復帰しているのは4名(12.9%)であった。「その他」は10名(32.3%)で、介護施設、特別養護老人ホーム、訪問看護ステーション、看護協会などが含まれた。

表1 行政処分後の職場復帰

	人数	%
した	31	73.8
していない	6	14.3
不明	5	11.9
計	42	100

表2 行政処分後の就業先

		人数	%
病院	事故発生時の所属施設	15	48.4
	事故発生時とは違う施設	4	12.9
診療所		2	6.4
その他		10	32.3
計		31	100

3) 行政処分後に職場復帰した際の雇用身分

行政処分を受けた後に看護職として復帰する際の雇用身分については、職場復帰した31名のうち25名(80.6%)が正職員として採用されていた。

4) 行政処分後の業務

行政処分後に看護職として雇用されている31名のうち26名(83.9%)が看護業務を行っていた。看護職として雇用されていても看護以外の医療関連業務や医療に関連しない業務を行っている看護師もいた。

表3 雇用身分

	人数	%
正職員	25	80.6
臨時職員	1	3.2
不明	5	16.1
計	31	100

表4 行政処分後の業務

	人数	%
看護業務	26	83.9
看護以外の医療関連業務	1	3.2
医療に関連しない業務	1	3.2
その他	2	6.5
不明	1	3.2
計	31	100

5) 行政処分後の勤務状況

行政処分後に看護職として復帰した際の勤務はフルタイムで勤務している看護師は28名(90.4%)であり、そのうち、三交替や二交替で夜勤をしている看護師は8名(25.9%)であった。夜勤勤務をする際に、日勤から始め順次夜勤に入った看護師もいた。

表5 勤務状況

	人数	%
フルタイム	三交替	6 19.4
	二交替	2 6.5
	日勤のみ	15 48.4
	不明	5 16.1
短縮タイム	1	3.2
その他	1	3.2
不明	1	3.2
計	31	100

6) 行政処分後の職場復帰のための支援状況

行政処分後に職場復帰した看護職のうち 20 名 (64.5%) は何らかの支援を受けており、支援者として「看護部長」や「直属の上司」のほか、「精神支援ナース」「院長」「看護協会長」などが記載されていた。

支援の内容は「相談対応」15 名がもっとも多く、次いで「知識教育」7 名、「安全教育」6 名で、「技術教育」は 1 名のみであった。「その他」では、「メンタル面でのサポート」「業務内容の配慮」などが含まれた。

表 6 行政処分後の就業のための支援表

	人数	%
ある	20	64.5
なし	7	22.6
不明	4	12.9
計	31	100

表 7 就業のための支援内容（複数回答あり）

	人数	%
知識教育	7	35
技術教育	1	5
安全教育	6	30
相談対応	15	75
その他	8	40
計	20	100

7) 業務停止中の業務配慮

行政処分による業務停止期間中の業務配慮については、「ある」が 22 名 (71.0%)、「なし」が 5 名 (16.1%) であった。「ある」の具体的な内容としては「看護助手」「看護の補助員」「事務業務」などの看護業務以外の業務や「休暇扱い」「休職扱い」による身分保障などであった。

表 8 業務停止中の業務配慮

	人数	%
ある	22	71.0
なし	5	16.1
不明	4	12.9
計	31	100

8.まとめ

医療事故に関連して行政処分を受けた看護師の約 7 割が行政処分後に看護職として職場復帰をしていた。その半数近くの看護師が事故発生施設に就業しており、事故後にも施設が継続して当該看護師の就業に対して支援をしている実態が伺えた。残りの半数の看護師については、事故発生施設とは違う施設に就業しているという実態から、新しい職場環境に適応するストレスがあることが察せられる。

行政処分を受けた看護師の 6 割以上は看護職として働くために何らかの支援を受けていた。その内容は相談対応が多くを占め、相談対応のほかにメンタル的サポートが報告されていることから、医療事故これらの看護師には精神的支援が必要な現状が伺える。

また、技術教育に比べ知識教育や安全教育に重点が置かれているが、事故の種類や状況、看護師等の特性により教育内容や方法が配慮されたものと考えられる。